

【自由記述欄】

市町村名	Q9②	Q10
京都市	市民しんぶんに掲載、関係窓口において啓発パンフレットを設置、啓発ポスター(本市作成成分及び金融庁作成成分)の掲示	平成20年4月から、京都弁護士会へ事業委託し、多重債務問題に精通した弁護士が受任を前提に相談を受ける「多重債務特別相談」(平成20年4月から、京都弁護士会へ事業委託し、多重債務問題に精通した弁護士が受任を前提に相談を受ける「多重債務特別相談」(午前の相談:月2回、夜間の相談:月2回、各8名枠、相談時間45分)を実施。平成20年10月以降は、さらに、夜間の相談を月2回(各8名枠、相談時間45分)増設。平成20年9月に本市精神保健福祉部局、弁護士会及び司法書士会と連携して、多重債務相談とこころの健康相談を同一会場で実施した。”午前の相談:月2回、夜間の相談:月2回、各8名枠、相談時間45分)を実施。平成20年10月以降は、さらに、夜間の相談を月2回(各8名枠、相談時間45分)増設。平成20年9月に本市精神保健福祉部局、弁護士会及び司法書士会と連携して、多重債務相談とこころの健康相談を同一会場で実施した。
福知山市		
舞鶴市	・自治会回覧 ・市ホームページに掲載 ・関係課に啓発パンフレット(府作成)を配布	月1回司法書士による無料相談会の実施
綾部市		月1回司法書士による無料相談会の実施(市委託事業)
宇治市	市ホームページに掲載	弁護士・司法書士・関係官庁・警察等との合同研究会に参加
宮津市		
亀岡市	京都府で作成(啓発リーフレット)	
城陽市		
向日市		弁護士会等との合同研究会に参加。Q4では、庁内において連携体制の確立はしていませんが、担当者間において相談者があったときには相談窓口へ誘導するようしており、現実に数件の相談を受けています。
長岡京市		
八幡市	広報記事(事例)の掲載やセンターの啓発パネルとしての掲示	特にありません。
京田辺市		
京丹後市		都合があれば、弁護士会等が開く研修会等に参加をしていく。
南丹市		生活保護受給申請者の中には多重債務問題を抱える方が多い。また、税などの徴収の中で相談を受ける場合もある。多重債務者本人から相談窓口へ連絡してくるには、相談窓口の周知徹底不足以外にも本人の心のハードルが高いと思われる。行政職員が問題に気付いた場合、相談窓口へ確実に繋げられる体制の確立に取り組みたい。また、問題解決へのビジョンを示すことにより本人からの積極的な行動を促す取り組みをしていく。
木津川市		特になし
大山崎町		毎月1回専門相談員による消費生活相談日(多重債務者相談)を開催していますが、相談件数が少ないためなかなか増やせない。
久御山町		今のところ特にありません。
井手町	文化祭において、掲示やリーフレット配布(京都府作成)	
宇治田原町		
笠置町	町営テレビでの広報	定期相談会の実施

【自由記述欄】

市町村名	Q9②	Q10
和束町	町営テレビでの広報	
精華町	多重債務についての啓発記事を広報誌に掲載。 相談窓口として産業振興課を掲載。 精華町の消費生活相談日を広報誌や、精華町ホームページに掲載。	
南山城村	京都府消費生活センター発行のリーフレットに、多重債務相談窓口として掲載された。	笠置町・和束町・南山城村多重債務解決支援の相談機関として京都司法書士会との間で相談業務委託を行う。
京丹波町		
伊根町		
与謝野町	与謝野町「多重債務解決支援プログラム」にもと基づいて、司法書士会と委託契約を締結し、債務整理相談ができる体制を整備した。 (平成20年7月1日～)	